

軽井沢町住民等参画推進に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、軽井沢町まちづくり基本条例（平成19年輕井沢町条例第13号）第8条第4項の規定に基づき、町民及び別荘所有者をはじめとする住民並びに事業者の参画によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 軽井沢町内（以下「町内」という。）に住所を有する者をいう。
- (2) 別荘所有者 町内に別荘を所有する者をいう。
- (3) 住民 町民、別荘所有者、町内滞在者、町内就業者及び町内通学者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 住民等 住民及び事業者をいう。
- (6) 住民等参画 住民等が、町の実施する施策、事業等に意思決定の段階から責任を持って関わることをいう。
- (7) 実施機関 町長その他の執行機関をいう。

(参画手続)

第3 実施機関は、住民等参画を推進するため、次の各号に掲げるいずれかの方法により、住民等参画の手続（以下「参画手続」という。）を実施するものとする。この場合において、住民等に及ぼす影響が大きいと認めるときは、2以上の方法を併用するものとする。

- (1) パブリックコメントの実施による方法
- (2) 住民説明会の開催による方法
- (3) ワークショップの開催による方法
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

2 参画手続は、次の各号に掲げる事項（以下「計画等」という。）の策定、制定又は改廃（以下「策定等」という。）を行う場合に実施するも

のとする。ただし、内容が軽微なもの又は緊急性を要するものは、この限りでない。

- (1) 総合計画又は町の基本的な事項を定める計画
- (2) 広く住民等の公共の用に供される施設の設置に係る事業計画
- (3) 町政に関する基本の方針を定めることを内容とする条例
- (4) 住民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び料金の徴収に関するものを除く。）
- (5) その他実施機関が必要と認めるもの
（参画手続の実施原則）

第4 実施機関は、参画手続を実施しようとするときは、当該計画等の内容に応じ、住民等の中からその対象者を定めるものとする。

2 実施機関は、参画手続を実施しようとするときは、当該参画手続に学校の児童及び生徒が積極的に参加できる環境を整備するよう努めるものとする。

（公表の方法）

第5 この指針及びこの指針に基づく基準に定める公表は、次に掲げる方法のうちから適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 電子メール及びSNSによる配信
- (3) 広報紙への掲載
- (4) 実施機関窓口での閲覧又は配布
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

（意見の取扱い）

第6 実施機関は、参画手続により得られた意見を検討し、計画等に反映させるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の意見及び当該意見に対する実施機関の考えを公表するものとする。ただし、当該意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの、公表した計画等に関係のないもの又は当該意見の提出者若しくは第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、この限りでない。

(再度の参画手続)

第7 実施機関は、第6第2項の規定による公表後、同第6第1項の意見を反映させた計画等について、再度の参画手続を実施できるものとする。

(計画等の策定等後の公表)

第8 実施機関は、計画等の策定等を行ったときは、速やかに当該計画等を公表するものとする。

(委任)

第9 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和5年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 この指針の施行の際現に立案の過程にある計画等については、この指針の規定は適用しない。